

平成 28 年第 1 回にかほ市議会臨時会会議録（第 1 号）

1、平成 28 年 1 月 22 日第 1 回にかほ市議会臨時会がかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

2 番	渡 部 幸 悦	3 番	佐々木 雄 太
4 番	佐々木 春 男	5 番	奥 山 収 三
6 番	伊 藤 知	7 番	伊 藤 竹 文
8 番	飯 尾 明 芳	9 番	市 川 雄 次
10 番	佐々木 弘 志	11 番	佐々木 平 嗣
12 番	小 川 正 文	13 番	伊 東 温 子
14 番	鈴 木 敏 男	15 番	佐々木 正 明
16 番	宮 崎 信 一	17 番	加 藤 照 美
18 番	佐 藤 元	19 番	佐 藤 文 昭
20 番	菊 地 衛		

1、本日の出席議員（ 19 名 ）

2 番	渡 部 幸 悦	3 番	佐々木 雄 太
4 番	佐々木 春 男	5 番	奥 山 収 三
6 番	伊 藤 知	7 番	伊 藤 竹 文
8 番	飯 尾 明 芳	9 番	市 川 雄 次
10 番	佐々木 弘 志	11 番	佐々木 平 嗣
12 番	小 川 正 文	13 番	伊 東 温 子
14 番	鈴 木 敏 男	15 番	佐々木 正 明
16 番	宮 崎 信 一	17 番	加 藤 照 美
18 番	佐 藤 元	19 番	佐 藤 文 昭
20 番	菊 地 衛		

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	佐 藤 信 夫	班長兼副主幹	加 藤 潤
主 事	須 田 拓 也		

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	齋 藤 光 正	総 務 部 長 (危機管理監)	齋 藤 均
財 務 部 長	佐 藤 正 春	市 民 福 祉 部 長	伊 東 秀 一
農 林 水 産 建 設 部 長	佐 藤 正	商 工 観 光 部 長 (雇用対策政策監)	佐々木 敏 春
教 育 次 長	齊 藤 義 行	ガ ス 水 道 局 長	高 橋 元
消 防 長	伊 東 善 輝	会 計 管 理 者	齋 藤 洋
総 務 部 総 務 課 長	齋 藤 隆	税 務 課 長	山 田 克 浩

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第1号

平成28年1月22日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第1号 にかほ市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第13号）
- 第4 議案第2号 にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第3号 にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第4号 にかほ市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第5号 にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第6号 平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）について
- 第9 議案第7号 平成27年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）について
- 第10 議案第8号 平成27年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第2号）について
- 第11 議案第9号 平成27年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第12 議案第10号 平成27年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第13 議案第11号 平成27年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第3号）について
- 第14 議案第12号 平成27年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第15 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

午前10時00分 開 会

●議長（菊地衛君） ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

ただいまから平成28年第1回にかほ市議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第86条の規定によって、8番飯尾明芳議員、9番市川雄次議員を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。議会運営委員長の報告を求めます。伊藤知議会運営委員長。

【議会運営委員長（6番伊藤知君）登壇】

●議会運営委員長（伊藤知君） おはようございます。平成28年1月15日開催の議会運営委員会について報告いたします。

平成28年第1回にかほ市議会臨時会に上程される議案の要旨の説明を受けました。

今臨時会に上程される議案は、専決処分の報告及び承認が1件、条例関係が4件、補正予算関係が7件の合計12件であります。

本議案の条例改正及び補正予算は、県人事委員会の勧告に準じた給与等の改定、補正予算であります。

議案数は多いように思われますが、全ての議案が関連した議案により、議会運営委員会では、本日一日で審査可能としております。

全議案に関して、委員会付託をせず、本会議にて質疑、討論、採決まで行います。

よって、本臨時会の会期は、本日1月22日、一日と決しております。

以上、報告を終わります。

●議長（菊地衛君） これから、議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長の報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日一日間に決定しました。

次に、議案の付託についてお諮りします。本日提出されている議案第1号から議案第12号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において決したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたします。

日程第3、議案第1号にかほ市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第13号）から日程第14、議案第12号平成27年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの議案12件を一括議題といたします。

朗読を省略して、当局からの提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。今日は大変寒い中、臨時会に御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、本臨時会に提出しております議案の要旨について御説明を申し上げます。

議案第1号にかほ市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第13号）でございます。

平成27年12月25日付で専決処分した、にかほ市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について報告し、その承認を求めるものであり、地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令が平成27年12月25日に公布されたことに伴い、平成27年3月31日付で公布した、にかほ市税条例等の一部を改正する条例について、さらに一部改正を行う必要が生じたため、所要の改正を行ったものであります。

議案第2号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

秋田県に準じて一般職の職員の給与を改正することにかんがみ、市議会議員の期末手当の支給率を改定しようとするものでございます。

議案第3号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

議案第2号と同様に、市長及び副市長の期末手当の支給率を改定しようとするものであります。

議案第4号にかほ市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

議案第2号と同様に、教育長の期末手当の支給率を改定しようとするものでございます。

議案第5号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定でございます。

秋田県に準じて一般職の職員の給与及び勤勉手当等の諸手当を改定しようとするものでございます。

議案第6号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,795万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ169億6,089万1,000円とするものであり、補正の内容は、本臨時会に上程している改正条例議案に伴う給与等人件費を計上したものであります。

なお、歳入歳出の調整については、歳入で財政調整基金繰入金2,795万9,000円を増額して行うものでございます。

議案第7号平成27年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ282万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,205万7,000円とするものであり、議案第6号と同様の人件費のほか、退職者に係る人件費を補正したことから減額となっております。

なお、歳入歳出の調整については、歳入で財政調整基金繰入金282万2,000円を減額して行うものであります。

議案第8号平成27年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,674万2,000円とするものであり、議案第6号と同じく人件費を計上したものであります。

なお、歳入歳出の調整については、歳入で一般会計繰入金4万3,000円を増額して行うものであります。

議案第9号平成27年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,694万8,000円とするものでございます。議案第6号と同じく、人件費を計上したものであります。

なお、歳入歳出の調整については、歳入で一般会計繰入金21万3,000円を増額して行うものであります。

議案第10号平成27年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,684万7,000円とするものであり、議案第6号と同じく人件費を計上したものでございます。

なお、歳入歳出の調整については、歳入で一般会計繰入金14万1,000円を増額して行うものでございます。

議案第11号平成27年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第3号）についてでございます。

収益的支出の予定額に30万7,000円を追加し、収益的支出の総額を6億136万5,000円とし、資本的支出の予定額に6万1,000円を追加し、資本的支出の総額を1億6,666万3,000円と定めるものであり、補正の内容は議案第6号と同じく人件費を計上したものでございます。

議案第12号平成27年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

収益的支出の予定額に33万5,000円を追加し、収益的支出の総額を4億8,482万6,000円とし、資本的支出の予定額に3万6,000円を追加し、資本的支出の総額を2億5,401万2,000円と定めるものであり、補正の内容は議案第6号と同じく人件費を計上したものであります。

以上、議案の要旨について御説明申し上げましたが、補足説明については担当の部課長等が行いますので、よろしく御審議をいただき、可決決定くださるようお願いをいたします。

●議長（菊地衛君） 次に、担当部長から補足説明を行います。

議案第1号について、財務部長。

●財務部長（佐藤正春君） それでは議案第1号、専決第13号のにかほ市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定につきまして補足説明を申し上げます。

なお、このたびの条例改正につきましては、先ほど市長が申し上げましたとおり、地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令が平成27年12月25日に公布されたことに伴い、にかほ市税条例についても改正を行う必要があるため、専決処分したものでございます。

それでは、議案綴りの3ページをご覧ください。

改正条文の上から1行目の第51条第2項第1号の改正につきましては、市民税の減免申請について、本人確認などにおける納税義務者及び特別徴収義務者などの負担軽減を図るため、個人番号の記載を不要とするものでございます。

また、6行目の第139条の3第2項第1号の改正につきましては、特別保有税の減免申請についても市民税の減免申請と同様の理由によりまして、個人番号の記載を不要とするものでございます。

以上で議案第1号の補足説明といたします。

●議長（菊地衛君） 次に、議案第2号から議案第12号について、総務部長。

●総務部長（齋藤均君） それでは、初めに議案第2号から議案第5号の条例改正について、一括して補足説明をいたします。

日程が本日限りとなっておりますので、できる限り丁寧に説明をさせていただきます。

初めに、本年度の国の人事院勧告は、高齢層における官民の給与格差が縮小しているものの、若年層において未だ開きがあることを踏まえ、若年層を中心に月齢給で平均0.4%の引き上げとし、勤勉手当で0.1月引き上げて期末手当と合わせた年間支給率を4.2月とするほか、地域手当や単身赴任手当についても改正をすることとしております。このことにつきましては、1月20日において国会の方でも可決となったということが報道されております。

一方、秋田県人事委員会では、県内における月齢給の官民格差0.24%、額にしまして922円を解消するため、国と同様に若年層を中心に引き上げ、期末勤勉手当については民間の特別給、ボーナスの支給率にあわせて年間支給率を0.1月引き上げ4.05月とする勧告がなされております。

また、国の人事院勧告により平成27年4月から全国のほとんどの都道府県で実施している、いわゆる給与制度の総合的見直しについて、秋田県では未実施となっていることから、速やかにこちらも実施するよう勧告が出されております。こうしたことから、本市としては、国の勧告、県の勧告とそれぞれありますけれども、県の勧告が地域の実情を職員の給与水準に適切に反映していると判断

をいたし、基本的には秋田県の人事委員会の勧告、この内容に準拠しまして、また、県においては、さきの12月定例県議会に追加提案をし可決となりましたので、これを受けて本市職員等の給与改定を提案することとしたところでございます。

次に、その改正内容について御説明をいたします。

議案書では4ページから9ページとなりますけれども、議案の第2号、第3号、第4号につきましては、それぞれ市議会議員、市長、副市長並びに教育長へ支給する期末手当について、一般職に準じて改正をしようとするものでございます。

条文の第1条であります。これは今年度の支給率を、第2条では、来年度以降の支給率を改正しようとするものでございます。

初めに、その第1条では、12月期に支給する期末手当支給率を現行「100分の150」から100分の5引き上げをし「100分の155」にしようとするもので、附則第1項により平成27年4月1日からの適用となります。

なお、附則第2項により、さきに支給された12月の期末手当については、改正後の規定による期末手当の内払いとみなすものとし、本条例が可決決定された後は改正後と改正前の差額を支給することとなります。

第2条、つまり来年度以降であります。6月及び12月支給期の期末手当を、ともに「100分の150」にしようとするもので、附則の第1項により平成28年4月1日からの施行というふうになります。

続きまして、10ページをお開きください。

議案第5号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、説明をいたします。

先ほど申し上げましたとおり、本市では秋田県に準じた改正内容となっておりますが、その内容は、大きく三つに分けられます。一つ目が11ページから26ページまでの第1条、一般職職員の給与条例改正では、今年度の官民格差を解消するため、先ほども申し上げましたが平成27年4月に遡及をして改正しようとする内容となっております。

二つ目の26ページから42ページまでの第2条では、本市を初め県内市町村のほとんどで未実施となっている給与制度の総合的見直し、これについての改正内容であり、こちらは平成28年2月から実施しようとするものでございます。

三つ目の43ページになります。第3条では、平成28年4月以降の勤勉手当の支給率を改正しようとするものでございます。

それでは一旦戻りまして、初めに11ページ、第1条、にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について説明をいたします。

第26条第2項第1号の改正は、一般職の勤勉手当の改正であり、現行6月、12月、ともに「100分の72.5」とあるのを6月に支給する場合には「100分の72.5」に、12月に支給する場合には「100分の82.5」に改め、同じく第2号の改正は、再任用職員の勤勉手当の改正で、同様に現行「100分の35」とあるのを6月に支給する場合には「100分の35」に、12月に支給する場合には「100分の40」に改めようとするものでございます。

次に、給料表ですが、別表第1から第4までを秋田県に準じて11ページから26ページの表にあるように改正をしようとするものでございます。

続いて、26ページ、第2条の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について説明をいたします。

第10条は地域手当の支給率の改正であり、現行「100分の18」とあるのを「100分の20」に改正しようとするものです。

第13条は単身赴任手当の改正であり、その基礎額を現行「2万3,000円」から「3万円」に、加算額の上限を現行「4万5,000円」から「7万円」に引き上げ改正をしようとするものでございます。

第20条は管理職員特別勤務手当の改正であり、現行では週休日または祝祭日による休日、もしくは年末年始の休日に臨時又は緊急の必要、その他公務の運営に必要な場合、勤務したときに支給されておりましたが、27ページの2項にあるとおり、災害への対処、その他臨時または緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合にも、管理職員特別勤務手当を支給する、支給できるという改正でございまして。

また、給与制度の総合的見直し後の給料表を27ページから42ページの別表第1から第4のように、秋田県に準じて改正しようとするものでございます。

次に、43ページ、第3条の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について説明をいたします。

第26条第2項の改正は、勤勉手当の改正であり、第1号では一般職の6月、12月期の勤勉手当支給率を、ともに「100分の77.5」、同じく第2号の改正は、再任用職員の勤勉手当を同様に「100分の37.5」に改めるものでございます。

附則として、1項では施行期日について、第1条の官民格差解消による給与改正規定は、平成27年4月1日に遡及をして適用することとし、第2条の給与制度の総合的見直しによる改正規定は、平成28年2月1日から施行することとするもので、第3条の勤勉手当の改正規定は、平成28年4月1日から施行することとしております。

附則の第3項では、給与の内払いについて規定しており、先ほども申し上げたとおり、第1条の規定の改正前に支給された給与は、改正後の規定の内払いとみなし、改正後は平成27年4月に遡及して差額を支給することになります。

また、附則第5項は、第2条の給料表の切り替えに伴う経過措置を規定しており、第1号にあるように、総合的見直し後の給料表に切り替わることにより、切り替え後の給料月額が切り替え前の給料月額に達しない、つまりは給料表を切り替えることにより給料月額が引き下げとなる場合は、平成30年12月31日までは現給補償として支給することになります。

最後に、附則第6項では、地域手当の経過措置として、切替日、平成28年2月1日から平成28年3月までの2ヵ月間は、支給率を「100分の18.5」としております。

次に、配付資料の説明をいたします。

今申し上げた改正内容を数的に表にしたものでございます。

初めに、字句の訂正をお願いいたします。

1枚目の一番上で表題が「平成28年第1回にかほ市議会定例会 議案説明資料」となっております

けれども、正しくは「臨時会」でありますので、おわびを申し上げるとともに訂正をお願いをいたします。

それでは、その1枚目の資料の1でありますけれども、議案第2号の議員報酬の条例改正に伴う期末手当比較表となっております。

支給月数は平成27年、現行で6月が1.45月、12月が1.5月、合計で2.95月となっておりますが、改正後は、12月が1.55月で合計して3月となります。

なお、C欄には、平成28年改正後の率を載せていますが、6月、12月、ともに1.5月で合計で3月とするものでございます。それに伴う支給金額を、議長、副議長、議員と載せていますが、一番下には議員1人当たりの支給金額を載せております。今回の改正で12月期末手当は、平成27年現行で43万1,250円ですが、改正後は44万5,625円となり、差し引き増減額1万4,375円が差額として支給となるものでございます。

その表の中段でありますけれども、2は、議案第3号、議案第4号関係の市長等特別職の給与条例改正に伴う期末手当比較表となっております。

金額は議員とは違いますけれども、改正内容は同じでございますので、説明は割愛をさせていただきます。

次に、議案第5号関係の3の一般職の給与条例改正に伴う給料月額、期末勤勉手当比較表、全職員分であります。

その中の上段の表は、一般職給料についてでございます。

職員数、金額は、ともに年度途中の退職職員1名分を除いた数値となっております。表は横の方に項目、区分、第1条関係、第2条関係、合計とありますが、第1条関係については平成27年4月から平成28年1月までの10ヵ月分、第2条関係については、平成28年2月から3月までの2ヵ月分となります。給料表の平均の改定率は、第1条関係では0.3%の引き上げとなっておりますが、若年層に重点を置いた引き上げ改定となっております。第2条関係は、給与制度の総合的見直しでは0.85%の引き下げとなっておりますが、1級の全号給及び職員給のことでありますが、2級の下位の号給、いわゆる若年者については、最大で2.62%の引き上げ、3級以上の級の上位号給、これを高年齢者層というふうに位置づけておりますけれども、こちらの方については最大2.87%の引き下げとなっております。ただし、給料表で引き下げとなっても、平成30年12月31日までは経過措置として、先ほど附則で説明したように、現給補償が適用されますので、平成27年度については引き下げとなる職員はいないこととなります。

第1条関係で現行の給料と比較した一般職給料の改定額合計は、平成27年4月から平成28年1月までの10ヵ月間では494万9,110円、月額で49万4,911円となり、職員数318人で割りますと、1人当たりの改定額は1万5,563円、月額に換算すると1,556円というふうになります。

第2条関係の平成28年2月から3月までの2ヵ月間では、改定額合計では188万2,970円、月額94万1,485円、1人当たりの改定額合計は5,921円でありまして、月額で2,961円となります。合計にあるように、1人当たり改定額、月額は1,790円となります。

中段の表は、期末勤勉手当支給率の状況でございます。表にあるとおり、平成27年12月の勤勉手

当を0.1月引き上げ、0.825月としています。下段の表は、期末勤勉手当支給額となります。

表の縦に支給期を、表の横に平成27年改正前、平成27年改正後、差引増減額、1人当たりの平均増減額としています。この表で6月の期末・勤勉、12月の期末手当については、支給率の改正はありませんでしたが、本俸給料月額が改正されておりますので、表の差引増減額はその跳ね返し分となります。12月勤務手当については0.1月引き上げされましたので、本俸跳ね返し分を含むと1人当たり平均増減額は3万6,153円となり、年間の合計では4万6,684円となります。

次に、めくって2枚目になりますけれども、4の今回の給与改定による影響例、年額でありますけれども、年齢別に4人の職員の給料、期末手当、勤勉手当の改定による差額を載せております。これによりますと、給料は例の4、主任28歳で6万9,164円の引き上げなど若年者に有利な改定となっており、勤勉手当は0.1月引き上げとなったことから、計算上では例の1、課長級58歳で4万9,167円の増など、高年齢者の差額が大きいこととなりますが、合計しますと例の4、主任28歳で10万7,374円と、全体では若年者に配慮した改正となっております。

5の過去の給与改定の実施状況と6の期末勤勉手当支給月数の推移、こちらはこれまでの状況を参考までに載せてありますので、説明は割愛をさせていただきます。

続いて、議案第6号から議案第12号の補正予算について補足説明をいたします。

今回の補正予算は、先ほど条例改正で説明した給与改定による人件費が主なものとなっているので、款項目ごとの個別の説明は割愛させていただきますが、その中で若干の補足説明をいたします。

初めに、議案第6号、平成27年にかほ市一般会計補正予算（第10号）について説明をいたします。補正予算書の27ページをお開きください。

(2)給料及び職員手当の増減額の明細でございます。今回の補正で給料は510万7,000円の増となっておりますが、内訳は給与改定に伴う増減分が540万7,000円で、その他の増減分30万円の減額は、短時間で育休を取った職員の減額給料の積み上げによる減でございます。

また、その下、職員手当では2,266万5,000円の増となりますが、内訳は今回の制度改正に伴う増減分として1,017万1,000円、その他の増減分1,249万4,000円の増額であります。扶養手当などの諸手当の増減によるもののほか、退職手当負担金の退職者調整負担金額の変更に伴うものなどでございます。

次に、議案第7号平成27年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）について説明をいたします。

こちらも補正予算書の9ページをお開きください。

同じように(2)給料及び職員手当の増減額の明細となります。給料では160万2,000円の減額となっておりますが、内訳は給与改定に伴う増減分が3万円の増、その他の増減分として163万2,000円の減額となっております。これは市長からも説明がございましたが、昨年9月末で退職した職員の人件費分です。その下の職員手当についても同様の結果として減額となっております。

議案第8号から議案第12号の各特別会計の補正予算は、今回の給与改定による人件費等の調整となっておりますので、特に補足説明はございません。

長くなりましたが説明は以上です。

●議長（菊地衛君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑には自己の思いや意見を入れないようにしてください。

なお、発言は自席で行ってください。

議案第1号にかほ市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についての専決処分
分の報告及びその承認について（専決第1号）から日程第14、議案第12号平成27年度にかほ市水道事
業会計補正予算（第2号）についてまでの12件の質疑を行います。

——訂正します。専決は第13号という号数になりますので、訂正をいたします。

以上、12件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議案第1号から議案第12号まで12件の質疑を終わ
ります。

これから討論、採決を行います。

初めに、議案第1号にかほ市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についての
専決処分の報告及びその承認について（専決第13号）の討論を省略したいと思います。御異議あり
ませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第1号についての討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり承認す
ることに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第2号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条
例制定についての討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。4番佐々木春男議員。

【4番（佐々木春男君）登壇】

●4番（佐々木春男君） 議案第2号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例制定について、反対の立場から発言いたします。

経済が回復基調にある、雇用が回復したと政府筋は言っておりますが、我々市民はその回復を感
じることができず、雇用は非正規雇用が増えただけで、労働者は依然として不安定な状況のもとに
置かれております。

市民の暮らしを見れば、かけがえのない年金は削減され、そんな中でのアベノミクスによる物価
高、消費税増税、生産費は上がるが回復しない低米価など、若者から子育て世代、そしてお年寄り
の世代まで暮らしが圧迫されております。その上、TPPの各方面への影響、消費税のさらなる増
税が懸念されます。

昨年は報酬を引き上げ、今回はこのような状況の中で、みずからの期末手当の額をみずからの手
で引き上げるなどという行為は、とうてい市民の理解を得られるものではありません。よって、こ

の議案には反対いたします。

また、これに関連する予算に対しても同様の立場であることを表明し、討論いたします。

●議長（菊地衛君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで議案第2号の討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立多数です。したがって、議案第2号は原案とおり可決されました。

次に、議案第3号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第3号についての討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号にかほ市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第4号についての討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第5号についての討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第6号についての討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立多数です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

【「議長、休憩をお願いします」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 暫時休憩します。

午前10時48分 休 憩

午前10時49分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、議案第7号平成27年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第7号についての討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号平成27年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第2号）について、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第8号についての討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号平成27年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第9号についての討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号平成27年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第10号についての討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号平成27年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第11号についての討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号平成27年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第12号についての討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決されました議案において、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第1回にかほ市議会臨時会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午前10時53分 閉 会
